

前橋市銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、<u>群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年群馬県条例第43号)</u>の規定により前橋市が処理することとされた銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)に規定する刀剣類の製作の承認の事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、<u>群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年群馬県条例第47号)</u>の規定により前橋市が処理することとされた銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)に規定する刀剣類の製作の承認の事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>